

通 所 介 護 施 設
「デイサービスセンターきびハイツ」
重 要 事 項 説 明 書

《当施設は介護保険の指定を受けています》
(岡山県指定 第3372100366号)

当事業所はご利用者に対して通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明致します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要介護1～5』と自治体（保険者）に認定された方が対象となります。

◆◇目次◇◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生時の対応
7. 秘密保持について
8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況
9. 苦情の受付について

社会福祉法人 アミカル
デイサービスセンターきびハイツ

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人アミカル
(2) 法人所在地 倉敷市玉島 1275-1
(3) 電話番号 086-526-8827
(4) 代表者氏名 西山 剛史
(5) 設立年月日 昭和 55 年 7 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 指定通所介護事業所 平成 16 年 10 月 1 日指定
岡山県 第 3372100366 号

(2) 事業所の目的

指定通所介護サービスは、介護保険法及び老人福祉法に基づき、要介護 1～5 に認定された方を対象に専用車両で送迎し、入浴サービス、給食サービス等を提供することによりご利用者の自立的生活を助け、孤独感の解消と心身機能の維持向上を図ると共に、そのご家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的としています。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターきびハイツ
(4) 事業所の所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野 1883-5
(5) 電話番号 0866-56-6677 (緊急時においても連絡できます)
(6) 事業所長 佐藤 智浩
(7) 当事業所の運営方針

『礼儀正しく清潔に言葉遣いは丁寧に』『忘れない明るい笑顔と優しい心』をモットーに日々の接遇に取り組んでいきます。また、ご利用者個々のニーズに合わせた処遇を提供し、残存機能の活性化を図り、ご利用者一人ひとりが安心して生活できるような事業所作りを目指します。

- (8) 開設年月日 平成 16 年 10 月 1 日
(9) 利用定員 25 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 吉備中央町、岡山市 (旧福谷小学校区、旧建部町、旧御津町)、高梁市高梁小学校区の高梁川以東、総社市池田小学校区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12/31～1/3 を除く)
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
サービス提供時間	月曜日～金曜日 9:30～17:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、下記職種の職員を配置しています。

職 種	実人数
1. 事業所長（管理者）	
2. 生活相談員	
3. 介護職員	
4. 看護職員	
5. 機能訓練指導員	

※ただし看護職員は、機能訓練指導員と兼務

主な職種

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	★困りごと等の相談や利用に当たっての事務処理など、皆様が安心してご利用できる様に努めています。
2. 介護職員	★介護職員と生活相談員・看護職員で共同しご利用者25名のお世話をさせていただきます。
3. 看護職員 （機能訓練指導員）	★看護師が健康チェックや問診などを行い、機能訓練の計画も作成致します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して下記のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

下記のサービスについては、利用料金の9割又は8割もしくは7割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。体が不自由な方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・ ご利用者のプライバシーに配慮し排泄の介助をさせていただきます。
- ・ オシメやリハビリパンツ、尿とりパッド等の交換も御用命下さい。

《サービス利用料金》（契約書第6条参照）

下記料金表に従い、ご利用者に応じたサービス利用料金をお支払い頂きます。
（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

介護保険事業（7時間30分、通常規模事業所）

要介護度	共通のサービス		選択するサービス
	サービスに係る自己負担額（基本単価）	食費	入浴（入浴介助加算Ⅰ）
要介護1	664	550	40
要介護2	783		
要介護3	906		
要介護4	1,029		
要介護5	1,154		

※「事業所が送迎を行わない場合」片道につき（△47単位）となります。

※基本単価には、「サービス提供体制強化加算Ⅱ」要介護1～5（日6単位）が含まれます。

※「介護職員処遇改善加算Ⅰ」：月の自己負担合計に加え、総単位数（1カ月分）の5.9%を別途ご負担頂きます。

※「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」：月の自己負担合計に加え、総単位数（1カ月分）の1.0%を別途ご負担頂きます。

★ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた場合には、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条）

下記のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食費（食事時間 12:00～12:45）

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご利用者の自立支援のため離床してデイルームにて食事をとって頂くことを原則としています。

② レクリエーション、クラブ活動の費用

ご利用者の希望により参加して頂くレクリエーションやクラブに必要な材料費等の実費。

③ コピー代

ご利用者が複写物を必要とする場合に、コピー1枚につき10円。

④ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、普段生活に要する費用。

⑤ 通常の事業実施地域以外の地域の方の送迎費用

通常の事業実施地域を越えた地点から1kmごとに10円

★経済状況・社会事情・災害時等には料金変動することがあります。その場合には、その都度報告させていただきます。法改正の場合には、事前に変更の内容と変更する事由について説明いたします。生活保護や原爆被爆者、社会福祉法人減免（低所得者）の方も対応致します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)(2)の料金は、サービス利用の翌月に発行する請求書を確認後、月末までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

②サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができなかった場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 事故発生時の対応

①迅速な事故処理をします。

②ご利用者のご家族、居宅介護支援事業所、市町村、岡山県 備前県民局等に連絡を取ります。

③損害賠償の責めを負う必要があるときは速やかに応じます。

④再発防止策を講じます。

⑥事故の状況および事故に際してとった処置について記録をします。

7. 秘密保持について

ご利用者およびご家族の個人情報については、下記に記載するとおり必要最小限の範囲で使用、提供、または収集します。

(1) 使用目的

①ご利用者に係る居宅介護計画（ケアプラン）を立案するために開催する、サービス担当者会議での情報提供

②医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他福祉団体との連絡調整

- ③ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合、または主治医等の意見を求める必要がある場合
- ④外部監査機関、評価機関等への情報提供や、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出において必要な場合
- ⑤その他サービス提供上必要な場合
- ⑥上記に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(2) 使用期間

契約期間または介護サービス提供に必要な期間。

(3) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に関する目的以外で利用しません。また、契約の締結前から終了後においても、第三者に漏らしません。
- ② 個人情報を使用した会議の参加者や内容を記録し、請求があれば遅滞なく開示します。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 … ()
- (2) 実施した年月日… ()
- (3) 評価機関の名称… ()
- (4) 結果の開示状況… ()

9. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

《事業所長》 佐藤 智浩

《生活相談員》 佐藤 智浩 中尾 裕実 吾郷 浩之

《第三者委員》 片山 俊平 加賀郡吉備中央町下土井 128-11 Tel0866-54-1410

日名 多津子 加賀郡吉備中央町美原 565 Tel0866-35-0265

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情処理の流れ

苦情申出人 ⇒ 生活相談員 ⇒ 事業所長 ⇒ 第三者委員
(※必要に応じて)

- ① 受付
- ② 報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 解決の記録・報告

(2) 行政機関その他苦情受付機関

吉備中央町 福祉課	加賀郡吉備中央町豊野 1-2 TEL 0866-54-1317
国民健康保険団体連合会 介護保険課	岡山市桑田町17-5 TEL 086-223-8811
岡山市役所 保健福祉局 介護保険課	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 TEL 086-803-1240
総社市役所 保健福祉部 長寿介護課	総社市中央1丁目1番1号 TEL 0866-92-8369
高梁市役所 健康福祉部 介護保険課	高梁市松原通2043 TEL 0866-21-0299

令和 年 月 日

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
デイサービスセンターきびハイツ

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)

ご家族代表者

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、ご利用者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

新規：平成16年10月1日	一部改訂：平成17年10月1日
一部改訂：平成18年4月1日	一部改訂：平成18年12月1日
一部改訂：平成20年11月21日	一部改訂：平成21年4月1日
一部改訂：平成23年1月1日	一部改訂：平成23年12月19日
一部改訂：平成24年4月1日	一部改訂：平成26年4月1日
一部改訂：平成27年4月1日	一部改訂：平成27年10月21日
一部改訂：平成29年4月1日	一部改訂：平成29年7月1日
一部改訂：平成29年7月31日	一部改訂：平成29年11月1日
一部改訂：平成30年1月15日	一部改訂：平成30年4月1日
一部改訂：平成30年12月17日	一部改訂：平成31年4月1日
一部改訂：令和元年10月1日	一部改訂：令和2年5月1日
一部改訂：令和2年8月1日	一部改訂：令和3年4月1日
一部改訂：令和3年7月1日	一部改訂：令和3年10月1日
一部改訂：令和4年6月21日	一部改訂：令和6年4月1日